

狭山市店舗・住宅改修工事費補助金要領変更点

5. 補助対象となるリフォーム工事

市内の施工業者（※市内に事業所を有し店舗・住宅の改修を行っている事業者）が行なう 20 万円（税抜き）以上の改修工事であること。2026 年 6 月 1 日（月）以降に工事を着工し、2027 年 2 月 28 日（日）までに工事が完了、実績報告書類の提出及び工事費用の全額を支払うこと。ただし、抽選により交付待機者（落選者）となった方が、繰り上がって交付対象者（当選者）となった場合は、交付決定前の着工も補助対象となります。

※施工業者が市内事業者であることの確認は、提出いただく「見積書」・「契約書」・「領収書」の全てに「施工業者の市内の住所が記載されていること」をもって判断いたします。（新設）

6. 補助金額（補助区分）（店舗・空き店舗及び住宅あわせて予算額 700 万円）

①店舗の場合、改修工事に要した税抜き費用（当初見積額の範囲内）のうち、10%に相当する額、又は予算残額のどちらか少ない額で 30 万円を限度とします。

②空き店舗の場合、改修工事に要した税抜き費用（当初見積額の範囲内）のうち、10%に相当する額、又は予算残額のどちらか少ない額で 30 万円を限度とします。

③住宅の場合、改修工事に要した税抜き費用（当初見積額の範囲内）のうち、5%に相当する額、又は算残額のどちらか少ない額で 10 万円を限度とします。

※補助額は千円未満を切り捨てたものとし、**交付決定後に工事金額が減額となった場合は補助金額も減額となりますが、工事金額が増額となった場合は、いかなる事由であっても補助金額は増額いたしません。**

※市外在住の方が店舗兼住宅の改修を行う場合、住宅の改修に係る費用は補助対象となりません。

※店舗兼住宅の場合、原則として改修工事を行う総面積の割合が大きい補助区分とします。**ただし、共用部を含む工事で、店舗、住宅の明確な区分が判断できない場合は、「住宅」として取り扱うものとしますが、申請時の現地確認を踏まえ、区分を決定いたします。**

7. 募集期間 2026 年 4 月 13 日（月）から 2026 年 5 月 8 日（金）まで

●申請が予算額を超えた場合は、**店舗・空き店舗に係る申請を優先的に交付対象者（当選者）とし、予算残額の範囲内において、住宅に係る申請の抽選を行い、交付対象者（当選者）を決定いたします。**住宅については、令和 7 年度に交付決定となった方（交付決定後に申請取り下げをした方も含む）は、交付対象順位の下位（交付待機者（落選者））とさせていただきます。

※申請が予算枠内の場合は、抽選を行わず、申請された方全員が交付対象者（当選者）となります。

※抽選方法（Excel のランダム関数）は別紙のとおりです。

●申請が予算額に達しない場合は、5 月 12 日（火）以降から 2027 年 1 月 29 日（金）まで随時受付（先着順かつ予算額に達した時点で終了。また、交付対象者（当選者）の申請取り下げや補助金の減額によって、予算残額が発生した場合は、随時追加募集を行い、詳細は狭山市公式ホームページにてご案内いたします。（先着順かつ予算額に達した時点で終了）

※追加募集を行う場合は、6 月 1 日（月）以降の工事着工で、工事中及び完了後の申請も補助対象となりますが、改修工事前、工事中及び完了後の現場写真がない場合は補助対象となりません。（新設）

※申請後の施工業者の変更はできません

8. 申請方法

●下記9の①「狭山市店舗・住宅改修工事費補助金交付申請書」に②を添付の上、5月8日（金）までに提出（郵送可）してください。

※店舗・空き店舗の場合は③、店舗兼住宅の場合は⑥も提出してください。

●交付対象者（当選者）には追加資料の提出の案内、交付待機者（落選者）となった方にはその旨を通知いたします。

●交付対象者（当選者）は、追加資料の提出を、5月12日（火）から5月22日（金）の期間で行ってください。申請時に提出したもの以外の下記9の書類（④～⑥）の提出が必要となります。

●交付待機者（落選者）の方が繰り上げで交付対象者（当選者）となる場合は改めて通知いたします。追加資料の提出に必要となる④改修工事前の現場写真及び実績報告書の提出時に必要となる⑩改修工事中の現場写真は事前に準備しておいてください。

※募集期間を延長した場合は、随時申請を受付します。

□提出先 狭山市役所 商工観光課（2階） 狭山市入間川1-23-5

TEL：04-2937-7538（直通）

※平日9時から16時30分までの受付

10. 工事完了の報告

補助金の交付決定を受けられた方は、改修工事が完了した日から1ヶ月以内、又は2027年2月28日（日）のどちらか早い日に、以下の書類を提出してください。（郵送不可）

□⑦狭山市店舗・住宅改修工事費補助金実績報告書（様式3）

□⑧改修工事領収書 } ※原本、印紙貼付及び割印（原本は確認後、返却いたします）

□⑨契約書（請書）

※注文書のみ提出では受付できません。

※2027年2月28日（日）までに工事費用の全額を支払うこと。

□⑩追加資料の提出時の④改修工事前の現場写真と同位置で撮影した改修工事中・完了後の現場写真（日付を表示又は印字すること）

●申請時の工事期間から、工事期間が2ヶ月以上遅れる場合は、「補助金申請変更届」を提出してください。

●申請を取り下げる場合は、「補助金申請取下書」を提出してください。（郵送可）

※下線部が昨年度からの変更箇所になりますので、ご確認ください。